

(お知らせ)

30.4.27
防衛省

再就職等規制違反行為について

防衛省は、自衛隊法(昭和29年法律第165号。以下「法」という。)第65条の2第1項により現職隊員による他の隊員や元隊員の再就職の依頼・情報提供(いわゆる「あっせん行為」)を禁じていますが、防衛人事審議会再就職等監視分科会による再就職等規制違反の調査の結果、当該規制違反行為が認定されたので、本日、違反者への処分を行い、再発防止策を講ずることとしましたので、下記のとおり、概要をお知らせいたします。

記

1 事案概要

自衛隊地方協力本部の地域事務所長として勤務していた3等陸佐 A(50歳代・男性)は、平成29年8月から10月頃までの間において、知り合いの営利企業従業員に対し、

- ① 当時、他部隊等所属の士クラスの隊員(平成30年3月に任期満了退職)2名を当該営利企業に再就職できるよう依頼した。
- ② 当時、平成29年7月に定年退職していた他部隊等所属の曹クラスの元隊員1名の再就職に関し営利企業等の紹介を依頼し、これにより紹介された営利企業に対して当該元隊員の保有資格等の情報を伝えるとともに、再就職できるよう依頼した。

こうした行為は、法第65条の2第1項に違反する行為と認められた。

2 処分量定

3等陸佐 A 減給3月1/6

3 処分年月日

平成30年4月27日

4 再発防止策

各級幹部会議において規制の遵守の徹底を行うほか、再発防止に係る通知文書を新たに発出したことに加え、営利企業等をはじめ、部外者との接触機会が多い自衛隊地方協力本部に対して再就職等規制担当部局から直接周知教育を実施し規制の遵守の徹底を図る。

●自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（他の隊員についての依頼等の規制）

第六十五条の二 隊員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該隊員若しくは隊員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関に置かれる組織であつて第六十五条の十第一項に規定する就職の援助に関する事務を処理するものに属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員（次のイからハまでのいずれかに該当する隊員をいう。以下同じ。）に係る当該就職の援助を目的として行う場合
 - イ 定年が年齢六十年に満たないとされている自衛官
 - ロ 第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官
 - ハ 第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官で、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日の年齢が六十年に達していないもの

二 略

3 略

4 略

（若年定年等隊員等に係る調査）

第六十五条の五 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に違反行為（前款の規定に違反する行為をいう。以下この款において同じ。）を行つた疑いがあると思料するときは、当該違反行為に関し調査を行うことができる。

2 防衛大臣は、前項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3 防衛大臣は、第一項の調査に関し必要があると認めるときは、隊員に、当該調査の対象である若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者に出頭を求めて質問させ、又は当該若年定年等隊員の勤務する場所若しくは当該若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者が隊員として勤務していた場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（審議会への権限の委任）

第六十五条の六 防衛大臣は、前条の規定による権限を審議会に委任する。

（隊員の離職に際しての援助）

第六十五条の十 防衛大臣は、若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

2 略